⑽　手続きにおける交渉の有無　無
⑾　契約書作成の要否　要
⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⒀　競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じて行う。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ。
⒂　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も4⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒃　技術提案等の採否　採否については競争参加資格の確認通知にて併せて通知する。
⒄　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiro Tanabe Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction the foundation work of the incidental facility revetment ①for the waterway (−16m) in the Hokko South district, Port of Osaka
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 30 August 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　16 October 2013 (tenders brought with : 14 : 00　16 October 2013 or submitted by mail : 14 : 00　16 October 2013)
⑹　Contact point for tender documentation : Masaya Motoda, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年８月１日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部　本部長　大谷　幸生
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　気仙沼市南郷地区災害公営住宅建設工事
⑶　工事場所　宮城県気仙沼市南郷25―１
⑷　工事内容　鉄筋コンクリート造共同住宅　地上６～10階建２棟、165戸、延床面積約14,000㎡
⑸　工期　平成25年10月から平成27年３月まで（予定）
⑹　工事の実施形態
①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」等に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
②　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求める方式の試行工事である。なお、本工事の落札者は、工事完了後に工事実績価格（工事内訳書）を提出すること。
③　本工事は、平成25年９月下旬までに気仙沼市にて開会される議会において本事業が承認されることを停止条件とする。議会において承認されない等、当機構の責めに帰することができない事由により契約を締結できない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
④　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格　次の⑴から⒁に掲げる条件をすべて満たしている者又は⒂の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⒃に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区（東北６県を含む17都道県が対象）における平成25・26年度の一般競争参加資格について「建築工事」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）
⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　申請書、資料及び見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑺　当本部業務エリア内発注の工事成績について、申請書、資料及び見積書の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑽　総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。
⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。
⑿　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。
①　単独申込みの場合は、次に掲げる条件を満たすこと。
イ　施工実績　平成15年度から掲示日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事※の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。以下同じ。）
※　同種工事とは、ＲＣ造・ＳＲＣ造80戸以上の共同住宅（６階建以上）の建設工事をいう。
②　共同申込みの場合は、次に掲げる条件を満たすこと。
イ　施工実績
ａ　共同企業体の代表者は①イの実績を有すること。
ｂ　共同企業体の代表者以外の構成員については、①イの条件のうち、戸数要件（80戸以上）を除いた実績を有すること。